

暴 迫 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会

熊本市水前寺6丁目35番4号

電 話 096-382-0333

FAX 096-382-0346

E-mail kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

1. 口座屋に「詐欺行為を幫助したとして」賠償命令

ヤミ金融業者から保証金名目で詐欺の被害にあった兵庫県・淡路島に住む70歳代の女性が、被害金を振り込んだ銀行口座を密売していた、いわゆる「口座屋」を相手取り、慰謝料など100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が神戸地裁洲本支部であり、同地裁は口座屋に対し「詐欺行為を幫助した」として、請求全額の支払いを命じました。また、同判決のなかで裁判官は「悪用されることは当然、確認できたはず」と指摘しています。

最近、オレオレ詐欺、架空請求などの詐欺事案が全国的に続発しています。これらの犯罪の被害金振込先になっている金融機関の口座で、そのほとんどが口座を売買して利益を得る、いわゆる「口座屋」が密売した口座で、その口座の名義人とは全く別人が出し入れをしているのが実態です。詐欺被害者が振り込む被害金は直ちに引き落とされ、誰が引き落としたのか特定できないように仕組みられているのが現状です。

2. 依然として続発する架空請求詐欺、無視することが被害防止の決め手

暴迫協速報では、これまでも何回となく賛助会員の皆様に架空請求からの被害防止についてお知らせしてきましたが、依然として続発しており被害が後を絶ちません。被害を防止するためには、「これは、相手が仕掛けた罠」であり「無視」することで防止できます。

つまり、相手は様々な情報から無差別に、ハガキや電話、電子メールなどで全く身に覚えのない請求書を送りつけてきます。「数打ちや当たる」と言った具合に手当たり次第に「カモ」を探す詐欺集団です。これらの請求に動揺して相手に電話でもしようものなら相手は「ひっかかった」と思って執拗に「恐喝」してきます。間違っても折り返し電話したりしてはいけません。無視すれば何も起きません。間違っても電話したとしても、架空請求する連中は絶対に表には出てきません。「今からそちらに行く」などと言うのは脅しです。架空名義（プリペイド式携帯）電話で恐喝する程度ですが、自分や親族などの連絡先などは絶対に言わないことです。請求が来ても全く無視すれば相手には打つ手がなく、あきらめます。

3. 九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会の開催

九州各県の暴迫センター専務理事及び各県警の暴力団担当課長等による連絡会議が九州管区警察局広域調整部長等が出席して、6月17日鹿児島市内で開催されました。会議では、各県の活動事例報告

が行われ、福岡県からは「公共工事からの暴力団排除への取り組みについて」と題して、暴力団のフロント建設業者を中心に建設業法違反の摘発に重点を指向した対策が推進されているとのこと、長崎県からは「暴力団幹部による私道不法買収要求事案」と題して、暴追センター、警察、弁護士会が一体となって訴訟を提起して取り組み数年かかって解決し、地域住民の生活道路を守ったこと、熊本県からは熊本市内の繁華街における暴力団によるけん銃発砲事件を契機に、暴排活動等を行う拠点として「ポリスセンター」を民間施設を提供して開設されたこと、大分・鹿児島県からはそれぞれ暴追センター、警察、弁護士会が一体となって取り組み、山口組系暴力団の組事務所を撤去したこと、宮崎県からは、行政対象暴力対策として、県下自治体のコンプライアンス条例等の制定が全域でほぼできあがったこと、沖縄県からは暴力団所有の不動産の強制競売に暴追センターが参加して落札、暴力団の財産取り上げと暴力団からの犯罪被害者に対する損害賠償について支援したこと、などが発表され、活発な意見が交わされました。

4. ヤミ金融対策 Q & A

当協議会には、依然としてヤミ金融からの違法な取り立てに悩む人からの相談が多数寄せられています。そこで、今回は、今年の法改正によるヤミ金融に対する主な規制内容についてQ&A式でご説明します。

Q. 超高金利の金銭消費貸借契約は無効と聞きましたが、内容はどのようなことですか？

A. 年利109.5%を超える利息を定めた貸付け契約をした場合、貸主の貸金業登録の有無を問わず、その契約は無効となります。この場合の借り主は、利息は一切支払う必要はなくなります。また、この年利以上の金利を受領し及びその支払いを要求しただけでも処罰の対象となります。

(5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科)

(注) この場合でも、通常の場合であれば「元本」だけは返還する必要がありますが、貸主の行為が極めて悪質であるなど、個々の事情によっては、貸付け自体が公序良俗に反し、元本が民法上の不法原因給付に該当する場合など、元本も返還する必要がない場合もあります。

Q. 出資法で定められている金利の上限はどのようになっていますか？

A. 元金が幾らであっても出資法では、年利29.2%を上限としています。これを超える契約は、出資法違反として5年以下の懲役1000万円以下の罰金又は併科となります。

この上限を超えて契約した場合は、それ自体が違法であり、公序良俗に反する契約として金利は支払う必要はなく、支払い済みであれば超過利息は元本に充当され、元本完済後であれば、過払い分の返還を求めることもできます。

県内外のヤミ金の実態をみますと、暴力団やその周辺者が行うヤミ金は、10日で3割(年利1095%)、10日で5割(年利1825%)、1日で1割(年利3650%)などのとてもない超高金利のようですし、暴力団の資金源にもなっています。悩み苦しむ前に絶対に利用しないようにしましょう。

(30万円を20日間借りるとした場合、出資法の上限年利29.2%にあてはめてみますと、 $30万円 \times 29.2\% = 87,600円$ 。 $87,600円 \div 365日 = 1日240円$ 。

$1日240円 \times 20日 = 4,800円$ となり、利息が4,800円以上であれば、出資法違反として刑事罰の対象となります)

Q. 昼夜を問わない電話等による過酷な取立てや勤務先等への取立ては禁止されていると聞きましたが、どのようなことですか？

A. 債権の取立てをするにあたり、「人を威迫し又は私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させる」行為は、従来も規制されていましたが、今年の法改正によ

り、禁止される行為の類型が法律で明確化されました。

具体的には、

- 正当な理由がないのに、社会通念に照らして不相当と認められる時間帯（夜間や早朝）に、債務者等に電話やファックス送信を行い、又は住居を訪問すること。
- 正当な理由がないのに、債務者の居宅以外の場所（勤務先等）に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファックス送信を行うこと。

（これに違反した場合は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科）

また、新たに、支払いを催告する書面やEメールについては、記載しなければならない事項（貸金業を営む者の商号、住所、電話番号、貸付けの金額・利率等）が定められ、違反すると処罰の対象となります。

Q. 昨年の法律改正によって、被害者対策はどのように強化されたのですか？

A. 暴力団を欠格条件として排除するなど貸金業の登録拒否要件を厳格化したことは、暴力団等の悪質業者を排除する上で大きな効果があるほか、取立行為規制の無登録業者への適用や罰則の強化は、登録・無登録を問わず、悪質な取立て行為の防止に効果があります。また、超高金利の契約については、契約を無効とし、利息を一切支払わなくてもよいこととし、民事面でも被害者対策の措置が図られています。

一方で、ヤミ金融の増加には、多重債務者や自己破産者の増加も影響していると思われます。お金を借りるときは、ヤミ金の餌食にならないように相手と契約内容をよく確認した上、返済可能な範囲で借りるなど自己管理をきちんと行うことが求められます。

◆ 暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。

相談電話 096-382-0333 (無料・秘密厳守)

◆ 暴排ビデオの紹介

「不当要求に屈しない！民暴へのスクラム」 (上映時間42分)

暴力団等反社会的勢力の不当要求等に対する対応要領の習得をテーマにしたビデオです。

会議、職員研修などにご利用ください。

※本数に限りがありますので、事前に当協議会にお問い合わせください。

◆ ホームページアドレス <http://www12.ocn.ne.jp/~ku-botui/>

ホームページを更新しました。是非、ご覧下さい。

◆ 各種支援制度

◆ 暴力団対応の手引き

■ ドライバーのための暴力団対応10則

この速報は賛助会員のための情報ですので、ホームページ・機関紙などへの転写、活用はご遠慮ください。